

第3号議案

平成23年度事業計画

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

基本計画

現下の経済・雇用状況は、前年に引き続きリーマン・ショックから完全に脱し切れていない状況下にある中で、さらに本年3月11日に発生した東日本大震災が国難ともいえる未曾有の大災害をもたらし、本格復興には数年を要するともいわれるなど、わが国の経済活動に多大なる影響を及ぼしている。

一方、雇用状況においては有効求人倍率は改善がみられるものの、失業期間が一年を超える長期失業者の増加傾向等が見られる等、雇用機会の創出拡大に向け、官民一体となった取組みが切望される状況になっている。

このような状況を踏まえ、富山県社会保険労務士会は全国社会保険労務士会連合会と協力して各種事業を展開するとともに、社会からの信頼を得るべく社会保険労務士の社会的地位の一層の向上を図り、その社会的使命を自覚し、社会への貢献を果たすよう努める。

本年度の重点事業として、次の事業を実施する。

1. 社会保険労務士法改正に関する事業への協力

第8次社会保険労務士法改正に向けて、社会保険労務士が顧問先事業所等において実施している労働紛争未然防止の為の相談指導の実績を明らかにし、社会保険労務士の個別労働関係紛争に係る有用性を示すことを目的に、次の事項への取組みに協力する。

- ① 労働審判における代理権の獲得
- ② 個別労働関係紛争に関する簡易裁判所訴訟代理権の獲得
- ③ 地方裁判所以上の審級における出廷陳述権の獲得
- ④ 個別労働関係紛争にかかる民間ADR機関の紛争の目的価額60万円の制限の撤廃
- ⑤ 社労士試験制度の改正
- ⑥ 一人法人制度の導入
- ⑦ 自治権の獲得等その他必要な事項

2. 年金相談センターの組織強化及び年金相談体制の拡充

日本年金機構より受託している「街角の年金相談センター富山」の運営を、より顧客満足の視点から年金相談の基本である対面相談によるキメ細かい対応サービス向上を図るとともに、年金マスター制度を核とした年金相談体制の充実及び相談員の育成等に努め、年金相談の利便性に寄与する。

3. 労働紛争解決センターの機能強化と労働相談体制の充実

「社労士会労働紛争解決センター富山」の利用の促進を強力に推進するとともに、「総合労働相談所」と連携して、労働相談対応の質の向上に向け労働相談体制の充実及び相談員の育成等に努め、労働相談の利便性向上を図る。

4. 各種研修及び倫理研修の実施

各種研修制度の充実並びに体系化を図り、基礎研修や広範囲な一般実務研修並びに分野別専門研修を実施するとともに、会員として5年に一度必須受講となっている倫理研修を通して、会員のより一層の資質向上を図る。

5. 社会保険労務士制度の広報

社会保険労務士制度及び社会保険労務士の社会的使命について、社会保険労務士制度推進月間において、各種報道機関や労使関係団体等の関係機関と相互に連携し、会報、ホームページ、社会保険労務士会各種セミナー並びに無料相談会等を通じ広く広報することにより周知させ、より社会的認知度を向上させる。

6. 各種委託事業の実施

富山県社会保険労務士会としての社会的使命に鑑み、国並びに県等よりの要請に基づき受託する各種委託事業を、関係機関と連携して確実に推進する。

7. 電子申請の普及促進

今年度、実施予定されている「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」の電子申請を含め申請方式の改善に向け、会員への啓発並びに情報提供を強化する。

8. 労働条件審査の推進に関する事業

富山県社会保険労務士会が地方自治体に社会保険労務士による労働条件審査の導入提案を行う為の協力をするとともに、社会保険労務士の労働条件審査への取組みを地方自治体の関係者に周知する。

以上の基本計画等を全国社会保険労務士会連合会及び富山県社会保険労務士政治連盟、富山SR経営労務センター並びに関係行政機関等と連携して実施する。